

第9回 特定外来生物等専門家会合議事録

1. 日時 平成26年3月7日(金) 10:00～12:00

2. 場所 新橋貸会議室 田中田村町ビル5階 会議室5A

3. 出席者

(座長) 村上 興正

(委員) 石井 信夫 岡 敏弘

角野 康郎 小林 達明

成島 悦雄 平井 一男

風呂田 利夫 細谷 和海

森本 信生

(環境省) 星野自然環境局長

奥主大臣官房審議官

江口自然環境局総務課長

中島自然環境局野生生物課長

関根外来生物対策室長

東岡外来生物対策室長補佐

谷垣外来生物対策係長

森川移入対策係長

(農林水産省) 畠沢大臣官房環境政策課課長補佐

4. 議事

【外来生物対策室長補佐】 それでは、少し早いですが、皆様お集りのようですので、ただいまより第9回特定外来生物等専門家会合を開催いたします。

進行を務めさせていただきます環境省外来生物対策室の東岡と申します。

それでは、開会に当たりまして、環境省、星野自然環境局長より御挨拶申し上げます。

【自然環境局長】 皆さん、おはようございます。環境省自然環境局長の星野でございます。本日は大変お寒い中、この特定外来生物等専門家会合に御出席いただきまし

て、まことにありがとうございます。

外来生物法は、10年前に成立した法律でございます。これまで107種類を特定外来生物に指定しておりまして、輸入・飼養等の規制、さらには防除等の取り組みをこれまで実施してきたところでございます。

一昨年、法律の施行から5年以上が経過したということで、中央環境審議会において施行状況の点検を行っていただきました。その結果を踏まえまして、昨年の6月には外来生物法の一部改正する法律が成立したところでございます。この改正法におきましては、新たに特定外来生物の交雑種についても特定外来生物に指定できるようになりました。房総半島のアカゲザルとニホンザルの交雑種等、これらについて取り急ぎ指定を進めていく必要がございます。また、交雑種以外にも、近年、日本で定着が確認されております外来生物について、早期に特定外来生物に指定すべき、そして対策を進めるべきとの御指摘もあわせていただいているところでございます。

こうした状況のもと、取り急ぎ特定外来生物に指定すべき外来生物につきまして、本年1月から、本会合のもとに設置しております各分類群ごとの検討会におきまして御議論をいただいていたところでございます。

その結論を踏まえまして、本日は6種類の外来生物について、専門家会合としての御意見を取りまとめいただきまして、その上で、本年6月に予定している改正外来生物法の施行を念頭に、特定外来生物の指定手続を進めてまいりたいと考えております。

なお、現在、環境省では、農林水産省とともに、今年の夏ごろを目途に侵略的外来種リスト（仮称）の作成作業を進めているところでございます。この作業の中で特定外来生物に指定すべきものにつきましても、全体的に整理をいたしまして、改めてその問題につきましても、この会合で御議論をいただきたいと考えているところでございます。本日は限られた時間ではございますが、御審議のほど、よろしく願いいたします。

【外来生物対策室長補佐】 それでは、前回の会合は平成21年10月開催の第8回会合になりますが、特定外来生物の新たな選定に当たりまして、今年度から新たに御参画いただく委員の方々がいらっしゃいますので、事務局より改めて委員の先生方の御紹

介をさせていただきます。

委員の席の右手より御紹介させていただきます。

東京女子大学の石井信夫委員です。

福井県立大学の岡委員です。

神戸大学の角野委員です。

千葉大学の小林委員です。

東京都井の頭自然文化園の成島委員です。

元京都大学講師の村上委員です。

東京農業大学の平井委員です。

東邦大学名誉教授の風呂田委員です。

近畿大学の細谷委員です。

農業・食品産業技術総合研究機構の森本委員です。

なお、本日、石井実委員と長谷川委員、矢原委員につきましては、所用のため御欠席という御連絡をいただいております。

続きまして、環境省の出席者を御紹介させていただきます。

環境省自然環境局の奥主審議官でございます。

自然環境局総務課の江口課長でございます。

野生生物課の中島課長でございます。

外来生物対策室の関根室長でございます。

同じく外来生物対策室の谷垣係長でございます。

同じく森川係長でございます。

続きまして、農林水産省からも出席いただいております。

農林水産省の畠沢補佐でございます。

次に、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。議事次第の裏に配付資料一覧がついておりまして、それが2ページ続きまして、その後ろが座席表、それから委員名簿となっております。それから本体資料になりまして、資料1がアカゲザルとニホンザルの交雑個体に関する資料、資料2がタイワンザルとニホンザルの交雑個体に関する資料、資料3がカナダガンに関する資料、資料4がホワイトバスとストライプトバスの交雑個体に関する資料、資料5はスパルティナ属に関する資料、資料6がルドウィジア・グランディフロラに関する資料、資料7が想定される

未判定外来生物の例及びその他種類名証明書添付生物の例の資料でございます。次が参考資料になります。意見聴取要領が参考資料 1、参考資料 2 が法律の概要、参考資料 3 が改正法の概要、参考資料 4 が基本方針の抜粋、参考資料 5 が選定の作業手順、参考資料 6 - 1 がアカゲザルとニホンザルの資料、参考資料 6 - 2 がアカゲザルの資料、参考資料 6 - 3 がタイワンザルの資料、参考資料 7 - 1 がカナダガンの分類変更の資料、参考資料 7 - 2 がカナダガン防除の取組事例、参考資料 8 - 1 がホワイトバスとストライプトバスの交雑個体の判別のポイントの資料、参考資料 8 - 2 がホワイトバス、参考資料 8 - 3 がストライプトバス、参考資料 9 がスパルティナ・アングリカの資料、参考資料 10 がルドウィジア・グランディフロラに関する資料、参考資料 11 が各分類群の議事概要をつけております。参考資料 11、参考資料 12 が哺乳類・鳥類、魚類の資料になります。参考資料 13 が植物のグループ会合の資料、参考資料 14 が外来種被害防止行動計画の資料、参考資料 15 が侵略的外来種リストの資料でございます。何か資料に不備がございましたら、事務局までお申し出ください。

なお、マスコミの方は頭撮りとさせていただきますので、カメラ、写真撮影はこれまでとさせていただきます。

本日の検討会は公開で開催いたします。また、検討内容につきましては、議事録、議事概要として環境省ホームページで公開いたしますので、御承知おきください。

座長につきましては、参考資料 1 に意見聴取要領がございますが、その第 4 の 1 . (1)におきまして、座長につきましては委員の互選で選任するとなっておりますので、特に御推薦などがなければ、事務局としましては、哺乳類・鳥類グループ分類群の座長で、また、長年専門家会合の委員をお願いしております村上委員をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【外来生物対策室長補佐】 ありがとうございます。それでは、御了承いただきましたので、以降の進行につきましては村上座長をお願いしたいと思います。

村上先生、よろしく願いいたします。

【村上座長】 おはようございます。それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

検討に入るに当たって、これまでの経緯等について、環境省から説明をお願いします。

【外来生物対策室長】 それでは、参考資料 1 をご覧いただきたいと思います。

今ご覧いただきました特定外来生物等の選定に係る学識経験者からの意見聴取要領でございます。

第 1 の目的に記載しておりますように、環境大臣及び農林水産大臣が、特定外来生物の指定、未判定外来生物の指定、その他関連する事項について政令などを立案する際には、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者から意見を聴くとされているところでございます。

それによりまして、第 2 のところに書いてございますように、専門の学識経験を有する者の中から共同で委嘱するとしておりまして、先生方に委嘱をさせていただいたところでございます。

第 3 の 2 . で、学識経験者によって構成される「特定外来生物等専門家会合」を開催し、意見の聴取を行うとしておりまして、本日この会合を開催させていただいているものでございます。

続きまして、参考資料 2 をご覧いただきたいと思います。外来生物法の概要でございます。まず、左側の縦に特定外来生物の箱の並びがございますが、現在、107 種類を特定外来生物として指定しております。これに指定されますと、下の箱にございますように、飼養、栽培、保管、運搬、輸入の規制個体識別措置を講じる義務、あるいは野外の放出に関する規制がかかってまいります。さらに、野外における特定外来生物については、国などによる防除を促進することとしているところでございます。

真ん中の縦に未判定外来生物の箱の並びがございます。これは、特定外来生物の近縁のもので、まだ我が国に輸入されていないものから選定することとしております。これに指定されますと、輸入者に対しては届出義務を課しておりまして、その届けに従って特定外来生物に指定するかどうかを主務大臣が判定することとしております。これまでに特定外来生物107種類のうち21種類が、この判定を経て特定外

来生物に指定されております。

この紙の裏に、現在、特定外来生物に指定されている107種類の一覧表がございますので、ご覧いただければと思います。

次に、参考資料3をご覧いただきたいと思います。外来生物法は昨年6月に改正をしております。その改正の1年後の今年の6月に施行する予定としているところでございます。改正の内容でございますけれども、主に3点でございます。「改正の必要性」に書いてございますように、特定外来生物を人為的に交雑させて生じた生物、あるいは特定外来生物と在来種が交雑した生物については、これまで規制対象にできませんでしたが、これらについても特定外来生物に指定できるという改正を行っております。

2点目といたしまして、特定外来生物の放出については、これまで例外なく禁止としておりましたが、防除に関する学術研究などの目的で実施されるものにつきましては、環境大臣等が許可できることといたしました。

3点目でございますけれども、輸入する際に輸入物資に特定外来生物が付着・混入している場合など、これまで行政指導で消毒等を輸入者に行ってもらっておりましたけれども、これを措置命令ということで拘束力を持って命令できることとした。そういう改正を行ったところでございます。

続きまして、参考資料4をご覧いただきたいと思います。外来生物法に基づきまして特定外来生物被害防止基本方針を定めてございます。法律が改正されたことに伴いまして、この基本方針も、現在、改正の作業を行っているところでございます。既に環境審議会からの答申をいただいておりますので、内容的には調整済みですので、本日、その変更部分につきましても、この資料の中に記載しておりますけれども、基本的には変更ないということで御理解をいただければと思います。ここに記載しておりますのは、特定外来生物などの選定に関する部分を抜粋して記載しております。

御説明いたしますと、第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項でございます。外来生物を一様に規制の対象とするのではなく、特に被害を及ぼし、または及ぼすおそれのある外来生物を選定することとしているところでございます。その選定は、原則として種を単位として、必要に応じて属、科などの上位分類群を単位とすることにしております。それから、今回の改正に関する部分でございますけれ

ども、交雑することにより生じた生物を選定する際には、交雑して当該生物を生じさせる外来生物の種の組み合わせ、または外来生物と在来生物の種の組み合わせを単位として、必要に応じて、属、科等を組み合わせることとしておるところでございます。

その下の 1 選定の前提でございますけれども、ア 原則としておおむね明治元年以降に我が国に導入されたというところでございます。今回「原則として」という文言を入れておりますけれども、これは、導入されたのは明治以前であっても、近年になって被害が拡大しているものについても検討対象に加えてもいいのではないかと御意見を踏まえて改正したものでございます。

イといたしまして、個体としての識別が容易で特別な機器を使用しなくとも種類の判別が可能なものを対象とするとしております。

ウといたしまして、交雑することにより生じた生物については、その由来となる生物との交雑による後代の生物、いわゆる戻し交雑による後代の生物も特定外来生物の中に含めて選定することとしてございます。

エといたしまして、他法令で同等程度の規制がなされているものについては、選定の対象としないこととしております。

2 被害の判定でございます。アといたしまして生態系に係る被害でございます。 から まで書いてございますように、在来生物の捕食、在来生物との競合、生態系基盤の損壊、交雑による遺伝的攪乱、こういったことに関して重大な被害を及ぼすか否かを判定して選定することとしているところでございます。

イといたしまして、人の生命または身体に係る被害でございます。人に重度の障害をもたらす危険がある毒を有するものなどを選定することとしてございます。

ウといたしまして、農林水産業に重大な被害を及ぼすものを選定することとしてございます。

(2)で被害の判定に活用する知見の考え方でございます。ここにつきましては、国内外の知見を活用して判定をしていくということが記載されております。

3 選定の際の考慮事項でございます。生態的特性や被害に係る現在の科学的知見の現状、適正な執行体制、社会的に積極的な役割を果たしている外来生物を指定することによる社会的・経済的影響も考慮することとしてございます。

今回加わった部分でございますけれども、予防的観点から有効かつ適切な場合に

は、種の単位だけでなく、属、科等の単位で選定するよう努めることといたしました。

それから、その下に、初期侵入の場合などに緊急を要する場合には、被害の判定に要する期間を極力短くするよう努めることとしてございます。

3 ページにまいりまして、4 特定外来生物の選定に係る意見の聴取でございます。ウに当該生物に最も深い知識を有する学識経験者に意見を聴くことができるよう、あらかじめ学識経験を登録しておくなどの体制を構築することとしてございます。各分類群ごとにグループ会合を設置してございまして、この専門家会合で御審議いただく前の段階で、それぞれのグループ会合で御審議をいただいているところでございます。

3 ページの下にまいりまして、第6 未判定外来生物でございます。未判定外来生物につきましては、特定外来生物のように被害事例の報告や被害を及ぼすおそれは指摘されていないものの、特定外来生物と似た生態的特性を有しており、同様の被害を及ぼすおそれがある疑いがあるものについて対象とすることとしておりまして、原則として当該特定外来生物が属する属の範囲内で、種を単位として、必要に応じて属、科を単位とすることとしております。それから、交雑することにより生じた生物については、これが海外に存在するという情報が得られた場合には、被害を及ぼすおそれがないという知見があるものを除いて、原則として未判定外来生物に選定することとしております。

(2)選定の前提でございます。原則として、我が国の野外で定着している、または現在我が国に輸入されている外来生物は未判定外来生物の選定の対象としないこととしているところでございます。

イ、ウにつきましては、特定外来生物と同様の規定でございます。

エで新たに追加したところでございますけれども、被害をもたらす外来生物が我が国に導入されることを未然に防止するという予防的観点から、未判定外来生物を積極的に選定するよう努めることとしたところでございます。

5 ページにまいりまして、真ん中ほどに2 種類名証明書の添付を要しない生物でございます。これは、特定外来生物または未判定外来生物に該当しないことを外見から容易に判別することができるものについては、輸入時に種類名証明書の添付を要しないこととしているところでございます。逆に申し上げますと、種類名証明

書の添付を要する範囲をどうするかについても規定する必要がございますので、これについても本日御議論いただければと考えております。

次に、参考資料5をご覧くださいと思います。これは、今御説明申し上げました基本方針に記載されていること以外に留意すべきことにつきまして、平成17年の専門家会合でおまとめいただいた資料でございます。

簡単に説明を申し上げますと、選定に関することといたしましては、1ページ目の真ん中から少し下でございますけれども、環境省で作成しております「要注意外来生物」のリスト、新たに知見が得られた種、IUCNのリストに掲載されているものを検討対象とするということでございます。

被害の判定につきましては、2ページ目にまいりますけれども、生態系に関する重大な被害がどういうものかということでございますが、在来生物の種の絶滅をもたらす、またはそのおそれがあるもの、在来生物の地域的な個体群の絶滅をもたらす、またはそのおそれがある、こういったことを重大な被害と捉えるということに記載しております。

農林水産業に係る被害につきましては、2ページ目の一番下の文章でございますけれども、反復継続して重大な被害があるかどうかに着目するということになってございます。

3ページ目にまいりまして、活用する知見の考え方でございます。このページの真ん中のあたりにございますけれども、学術論文やその他の文献に加えて、文献にまとめられていない情報の集積にも努めることとしております。

3 選定の際の考慮事項でございますけれども、適正な規制の実施体制の確保ができるかどうか、輸入、流通、飼養等を規制することによる効果があるかどうかについても考慮することとしてございます。

5 ページにまいりまして、未判定外来生物に関することでございます。ページの真ん中から少し下でございますけれども、選定対象となるものを検討するポイントといたしまして、生態学的知見の多寡、利用の実態、海外における被害の情報、特定外来生物と同様の被害を及ぼす可能性、生態的な同位性といった観点から検討することとされております。

7 ページ以降にそれぞれの分類群についても同様の観点から考慮事項をおまとめいただいております。説明は割愛させていただきますけれども、適

宜御参照いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

【村上座長】 今、特定外来生物の選定に係る前提みたいな話が説明がなされた。参考資料1から5です。前提になっていることで決まっていることですが、特に質問がございましたら出してください。

【風呂田委員】 風呂田です。

参考資料5の5ページの未判定外来生物の一番上の枠のアで、「現在は輸入されていない外来生物を未判定外来生物の選定の対象とする」ということは、意図的に持ち込まれているものについては対象にするけれども、非意図的なものは、この際どういうふうに扱われるのか御見解を伺いたい。

【外来生物対策室長】 基本的に意図的、非意図的を問わず、我が国に若干導入されたことがあったとしても、野外で定着しておらず、現在は国内にはいないものを未判定外来生物の対象とするということでございます。

【風呂田委員】 解釈としては、非意図的なものも含まれていると判断している。

【外来生物対策室長】 はい。そうでございます。

【風呂田委員】 ありがとうございます。

【平井委員】 平井といいます。よろしく願いいたします。

今説明をお聞きしてわからなかったのは、言葉のほうに全体的なところで幾つかあって、明治以降に導入されたという言葉があったんですけど、言葉として「導入」とか「輸入」とか「侵入」とか「持ち込み」とか、そういう言葉の整理をしてあるかなということ。「導入」というのは「意図的」に入れることが導入かと思うんですけど、非意図的な導入というのがどこかに出てきましたよね。多分これは英語か何かを直訳されてやられたのかなという気がするんですけど、それが整理して

あるかということ。

もう1つは、明治以降に導入されたか、あるいは侵入したか、それをつけたほうがすっきりするんじゃないかなという気がしたんですけど、今までそういう議論があれば説明していただいて、あるいは言葉の定義がどこかにあるならば資料をお願いしたいと思います。

【外来生物対策室長】 ここで「導入」としておられますのは、意図的、非意図的を問わず持ち込まれたものを導入ということですので、明治元年以降に導入というのは、どちらの場合も含み得るという意味合いで使っているところでございます。

【平井委員】 私が思ったのは、「導入」というのは全て意図的かなということですよ。

【外来生物対策室長】 ここでの意味合いとしては、非意図的なものも含めてということですよ。

【平井委員】 導入したか、あるいは侵入したかということと2つつけたほうがいいんじゃないかということですよ。

【外来生物対策室長】 現行から変更できないものもございますので、説明する資料などをつくる際には、そういった点に気をつけたいと思います。

【村上座長】 国際的にはintroductionですよ。

【平井委員】 introductionですよ。それに非意図的とつけているんですよ。

【村上座長】 日本で訳すときに「intentional introduction」は「意図的導入」、「unintentional introduction」は「非意図的導入」という形で統一していません。ですから、それはそういう形で決めています。

【平井委員】 一般人としては必ずしもしっくりいかないような気もするんですけど。

【村上座長】 導入という言葉が、いかにも人が入れたように見えるので、introduction というのが非意図的なものが見えにくいのは確かです。ただ、そこを変な言葉を使うとわかりにくいものですから、私もガイドラインを訳したりいろんな訳をしていますけれども、全部「非意図的」と「意図的」に分けています。

【外来生物対策室長】 補足でございますけれども、この基本方針の参考資料4でございますけれども、抜粋をしておりますので、このほかの部分に基本方針の冒頭のところで、先ほどの「導入」という言葉には意図的・非意図的なものを含むという一応の定義をした上で、この文言を使っているということでございます。

【平井委員】 わかりました。

【村上座長】 ほかにございますか。

なければ、ここの問題は議論し出したら大変なので、今日の前提として話をしました。

それでは、検討に入っていきたいと思います。

これまで分類群会合で検討されてきた外来生物について、環境省から説明をお願いします。

【外来生物対策係長】 資料1から資料7まで、たくさんになるんですけども、通して御説明をさせていただきます。

この資料につきましては、1月29日に開かれた哺乳類・鳥類のグループ会合、2月13日に開かれた植物、魚類のグループ会合で御検討いただいたことをもとに整理をしたものでございます。各検討会での議論につきましては、参考資料11から13に概要を載せておりますので、適宜ご覧いただければと思います。資料1から6につきましては、今回、御検討いただきたい6種類の生物について、被害の概要とか生態をまとめた個票になります。その中でも特に「評価の理由」と書いてある欄があるんですけども、ここに書いてあることをもとに、今回の取り扱いについて整理をしていきたいということでございます。

まず、資料1について御説明申し上げます。

アカゲザルとニホンザルの交雑個体に関する情報で、今回の法改正を踏まえた交雑種の指定となります。資料をかいつまんでの説明とさせていただきますけれども、「定着実績」としましては、既にアカゲザルが千葉県房総半島で95年に定着が確認されております。定着地域では、遺伝子解析によりニホンザルと交雑していることが2004年に確認されております。なお、それ以前にも天然記念物の「高宕山のサル生息地」という地域で、ペット放逐が原因のアカゲザルと推察される個体がニホンザルと交雑しているという事例が起こったことが、それよりも以前に確認されております。それについては、83年に交雑した個体、その子も含めて排除された経緯がございます。

「評価の理由」で選定すべき評価とする考え方を記載しておりますけれども、千葉県ではニホンザルとの交雑が確認されており、遺伝的攪乱という在来の生態系に対する被害が生じているということでございます。

「被害の実態」としては、下に書いてある「生態系に係る被害」で、既に交雑個体が確認されているということが書かれております。

めくっていただきまして2ページ目でございますけれども、一番上のポツ、2つ目のポツにございますとおり、千葉県の事例ではニホンザルの群れの中で交雑個体が確認されているということで、ニホンザル群への交雑拡大の危険性が高まっている。こうしたニホンザルの群れの中で交雑個体が確認されるという事例は我が国でも初めての事態で、大変懸念されている。憂慮すべき事態と御指摘をいただいております。

今回、交雑個体を指定するに当たって、先ほど基本方針の選定のところでも説明させていただきましたとおり、外見上判別可能というところがある程度必要になってくるということでございます。「特徴ならびに近縁種、類似種などについて」の中ほどに「アカゲザルとニホンザルの交雑個体」ということで書かせていただいております。写真つきで参考資料6-1を御用意しておりますので、適宜御参照いただければと思いますけれども、ニホンザルとアカゲザルでは、尾の相対尾長から判別が可能ということで、交雑種につきましても、そうした値のデータも最近の研究で得られてきておりますので、一定の外見上の判別が可能であるということで、グループ会合でも御検討いただいているところでございます。

続きまして、駆け足になりますけれども、資料2でございます。こちらもサルの交雑種に関する事で、台湾ザルとニホンザルの交雑個体に関する情報とさせていただきます。

台湾ザルの定着状況につきましては、過去に青森県の下北半島、伊豆大島、静岡県の大根島、和歌山県北部で定着をした実績があります。そのうち下北半島と和歌山県では、遺伝子分析によりニホンザルと交雑していることが確認されております。

「評価の理由」ですけれども、既に和歌山県及び青森県でニホンザルとの交雑が確認されており、遺伝的攪乱により在来の生態系に被害を及ぼすという評価とさせていただきます。

また、これについても交雑個体ということで外見上の判別が議論されているんですけれども、1ページ目の下から始まっている「特徴ならびに近縁種、類似種」の項目の中で、先ほどのアカゲザルと同じく、台湾ザルとニホンザルの交雑個体についても相対尾長と交雑の間に強い相関性が認められるということで、相対尾長から判別が可能ということで御結論いただいております。

台湾ザルとニホンザルの交雑の対策の状況ですけれども、「その他の関連情報」をごらんいただきますと、下北半島のニホンザルと台湾ザルの交雑については、既に青森県で全ての台湾ザル、交雑個体が捕獲されている。和歌山県においても2001年度から台湾ザルと交雑個体の捕獲を実施しておりまして、2012年度までに370頭の台湾ザルと、ニホンザルと交雑したものを除去している。現在、残存個体の有無についてもモニタリングが継続されている状況でございます。

続きまして、資料3でございます。資料3は鳥類、カナダガンに関する情報ということでまとめさせていただきます。

今まで交雑の話が続きましたけれども、カナダガンは影響の指摘が以前からあったもので、最近、被害知見の蓄積等も進んでいるということで、今回、指定の検討をさせていただいているものでございます。

「定着実績」としましては、神奈川県の大沼湖、山梨県の河口湖、山中湖、静岡県の田貫湖、茨城県の牛久沼で定着が確認されているところです。

「評価の理由」としましては、増殖率が高く、ニュージーランド、ヨーロッパに

導入されて爆発的に増加したことが確認されている。

2 ページ目の中ほど少し下寄りに、「その他の関連情報」が並んでおります。ポツの3つ目に海外での導入された事例が書いてあるんですけども、それぞれカナダガン (*Branta canadensis*) という種の幾つかの亜種が、例えばヨーロッパ (スカンジナビア半島等) にタイセイヨウカナダガン、イギリスにはそれとオニカナダガンが導入されて影響を与えているという情報がございます。

また、「評価の理由」に戻っていただいて、そうしたところでは爆発的に増加をしたことが確認されております。先ほど御説明しましたとおり、我が国においても、一部地域で定着が確認されておりまして、野外に定着している個体を放置すれば、大幅に個体数の増加や分布域の拡大を招く可能性がある。その場合、在来種シジュウカラガン (*Branta hutchinsii*) やほかの在来ガン類との交雑が危惧されているという状況でございます。このほか、植物への食害による環境変化や食物をめぐる在来種との競合、農作物への被害が発生する危険性も考えられております。

カナダガンにつきましては、2 ページ目を見ていただければわかるんですけども、2 ページ目の黒いポツの下から2つ、神奈川県丹沢湖、山梨県富士河口湖町の河口湖で既に防除が進められております。これについては、参考資料7 - 2 に詳細をまとめさせていただいておりますので、ご覧いただければと思います。指定に当たっては、こういった取り組みが進むように配慮して指定をしていきたいと考えているところでございます。

なお、参考資料7 - 1 をご覧いただければと思いますが、カナダガンにつきましては、最近分類が変更されておりまして、参考資料7 - 1 の真ん中の四角の中に旧分類と新分類もありますけれども、旧分類では全て *Branta canadensis* という種の中に大型のものから小型のもの、在来のもの、外来のものを含めて入っていたんですけども、今回、分類が変わりまして、大型のものと小型のもの、*canadensis* と *hutchinsii* という2つの種に分類されることになりました。今回の指定については、*Branta canadensis* ということで先ほどの個票をまとめさせていただいておりますけれども、この新分類群に沿って大きいものの情報ということでまとめさせていただいております。そのうち新分類群の真ん中ほどにある *moffitti* (オオカナダガン) とあるものが日本に定着しているものと言われています。そのうち下の小型の種のほうに分類されているものの中には、シジュウカラガンといった在来のものも

含まれている状況でございます。

続きまして、資料4をご覧くださいませでしょうか。これは魚類の話になりまして、ホワイトバスとストライプトバスの交雑個体に関する情報で、これも法改正を踏まえた指定の検討でございます。

まず、ホワイトバスとストライプトバスの交雑個体と書かせていただきましたけれども、その下に呼称（品種名等）とありまして、俗にはサンシャインバス、パルメットバス、ホワイトロックバスという呼び名、それから釣り堀に導入されているという経緯もありまして、そういったところではストライパーという呼び方もされているということでございます。これにつきましては、さきの魚類のグループ会合のときにも、こういった一般に呼ばれている名前を書いておいたほうが規制の対象がわかりやすくなるので注意喚起ができるのではないかとということで書かせていただいているところです。

「定着実績」ですけれども、日本においては野外で発見された事例、例えば東京湾とか霞ヶ浦で発見された事例はあるんですけれども、今のところ定着実績はなしとなっています。

「評価の理由」ですが、生態系に被害を及ぼす可能性があるとして共に特定外来生物に指定されているストライプトバスとホワイトバスの雑種である。ストライプトバス、ホワイトバスと同様の生態で肉食性が強く、両種よりも成長が速い。また、両種よりも高水温や低酸素などの水質悪化に耐性がある。交雑個体同士での繁殖は不可能ですが、交雑個体と親種との戻し交雑により繁殖が可能です。こうしたことから、湖沼や河川に導入されれば、捕食や競合により在来種を駆逐するなどして在来生物相に大きな影響を及ぼすおそれがあるとまとめさせていただいております。

めくっていただきまして、「(2)社会的要因」の少し上に、先ほど申しましたとおり霞ヶ浦で交雑個体が捕獲された事例もあるといったことを書かせていただいております。

「社会的要因」で、管理釣り場で釣魚として利用されている。これは先ほど申し上げたとおりストライパーという名称で導入されているところがあると確認しております。

その下の「特徴ならびに近縁種、類似種について」でございますけれども、先ほ

どから交雑のところでお話をしていますとおり、外見上の特徴がポイントになってくるんですけども、これについては参考資料 8 - 1 に写真つきで載せております。このホワイトバスとストライプトバスの交雑個体については、ここにありましており体にある黒い筋が親種と比べていただくと大きく乱れるという特徴によって見分けることが可能ということでございます。

また、本体資料 4 に戻っていただきまして、2 ページ目の下の「注意事項」に幾つか書いてありますが、その他モロネ科に属する種間の交雑種が幾つか海外に存在するという情報も得られておるところでございます。

続きまして、資料 5 をご覧ください。ここから植物の種類になります。

まず、スパルティナ属に関する情報、資料 5 でございますけれども、スパルティナ属の中では、現在、スパルティナ・アングリカという 1 つの種が特定外来生物に指定されております。

「定着実績」に書いてありますとおり、スパルティナ・アルテルニフロラ（ヒガタアシ）が愛知県、熊本県で定着が確認されている。それもかなり分布を拡大すると被害が懸念されている状況にありますので、今回取り急ぎ指定をすべきものということで検討に挙がってきているものです。

「原産地と分布」にありますとおり、15～16種類がこのスパルティナ属の中では知られているところでございます。

「評価の理由」ですけれども、スパルティナ属の一種であるスパルティナ・アングリカは、日本には定着していないのですが、海外では急速に分布を拡大するなどして問題になっているところです。日本に定着した場合、希少な環境である汽水域の在来植物と競合するおそれ大きいとして特定外来生物に指定されています。

スパルティナ・アルテルニフロラはスパルティナ・アングリカの母種に当たるんですけども、それが近年、日本に侵入して急速に分布を拡大しています。これらの種を含むスパルティナ属は、いずれの種類も日本に定着した場合、希少な環境である汽水域の在来植物と競合するおそれがある。さらに干潟が草原化することで環境が改変されるため、干潟に生息する動物へ大きな影響を及ぼすことが懸念される。

その下の「被害の実態・被害のおそれ」で、既に愛知県で確認されている準絶滅危惧種のハマサジ、シバナ、ウラギクへの影響とか、2 つ目のポツ以下に海外での

スパルティナ属に属する種が侵略的に振る舞っている事例を記載させていただいております。

3 ページ目のポツの3 つ目になりますけれども、愛知県等では現在、刈り取りや重機を用いた掘り取りの対策が進められているところでございます。

今回の検討としましては、現在、アングリカだけが指定されているところをスパルティナ属全体が同じような生態を持って被害をもたらすおそれがあるということで、属まで拡大するべきではないかといった御結論をグループ会合でもいただいているところでございます。

資料6にいきまして、ルドウィジア・グランディフロラに関する情報ということでまとめております。

これは水草になりまして、「定着実績」をご覧いただければと思いますが、日本では、基本亜種のオオバナミズキンバイが兵庫県、琵琶湖の赤野井湾、和歌山県で確認されております。

「評価の理由」ですけれども、茎の断面から発根する繁殖力が非常に旺盛で、茎の伸長速度も極めて速い水生植物で、ヨーロッパやアメリカで水上や水中で繁茂し、ほかの植物の生育を阻害するなど侵略的な外来植物となっている。日本においても近年定着し、急速に分布面積を拡大しており、在来種の駆逐など、生態系に係る被害が発生しつつあるということです。

これに関連して「被害の実態・被害のおそれ (1)生態系に係る被害」の中をご覧いただければと思います。ポツの3 つ目で、琵琶湖南湖の赤野井湾の分布面積の拡大について、最近の状況がありまして、2009年12月には142㎡の生育だったところが、2012年には2万2435㎡と3年間で160倍の面積に分布を拡大して、南湖のほぼ全域に広がっている事例、その下に、在来種の中には、ヨシやマコモのように被度が減ったものと、カサスゲ、サクラタデ、イシミカワのように消失したものがあるといことで、在来の植物にも影響を与えているところです。

「評価の理由」の最後のポツですけれども、絶滅危惧種の在来種ミズキンバイ等との交雑も懸念されているということで、今回、特定外来生物に指定すべきものとさせていただいております。

資料7にこれまで御説明をしてきた6種類について、特定外来生物、未判定外来生物、種類名証明書添付が必要な生物に、それぞれどういった範囲で指定をすべき

なのかをまとめておりますので、ご覧ください。

まず、上から1つ目がサルの交雑2種類についての関係です。特定外来生物には下線部を引いているところが、今回新たに指定すべきものと考えているものですが、アカゲザルとニホンザル、タイワンザルとニホンザルが交雑したもので、これは生態系への被害を及ぼすということで指定をすべき。さらに未判定外来生物には、現在、*Macaca*属全種、そのうち特定外来生物、在来のニホンザルを除くものが指定されておりますが、これに加えて「*Macaca*属に属する種間の交雑により生じた生物」そのうち特定外来生物であるアカゲザル、ニホンザルの交雑種、タイワンザル、ニホンザルの交雑種を除くとさせていただきます。さらに、種類名証明書添付生物にも*Macaca*属全種と今指定をされてはいますが、「*Macaca*属に属する種間の交雑により生じた生物」全てを含めると考えています。

次の *Branta*属のカナダガンですが、これは先ほど申し上げたとおり新しい分類群に従って、カナダガン (*Branta canadensis*) を特定外来生物にする。未判定外来生物には「*Branta*属の全種」としながらも、在来のものは除くこととなりますので、「シジュウカラガン (*B.h. leucopareia*)、ヒメシジュウカラガン (*B.h. minima*)、コクガン (*B. bernicla*) を除く」としております。鳥類のグループ会合の際にも、例えばヒメシジュウカラガンは日本に来るのが極めてまれだという御指摘などもあって、そういったまれなもの、また逆に特定外来生物とか外来生物とすべきものの中にも迷って来てしまう場合があるのではないかという迷鳥の取り扱いについてはどうするのか、今後整理が必要なのではないかという議論もなされていたところでございます。グループ会合の結論としては、このシジュウカラガン、ヒメシジュウカラガン、コクガンを除くということで御検討いただいております。種類名証明書添付が必要な生物には、「*Branta*属全種」としております。

続きまして、中ほどのスズキ、モロネ科の *Morone*属については、今、ホワイトバスとストライプトバスが特定外来生物になっているところ、先ほど御説明したホワイトバスとストライプトバスの交雑個体を生態系の被害があるものとして特定外来生物に指定すべきと。未判定外来生物には、現在モロネ科に属する全種、そのうち特定外来生物を除くものとしているところ、交雑が確認されているものがモロネ科のほかにもありますので、「モロネ科に属する種間の交雑により生じた生物 (ホワイトバス×ストライプトバスを除く)」とさせていただきます、ホワイトバス等と同

様に温帯域に分布するモロネ科の魚食性汽水・淡水魚を未然に防ぐという形にしております。種類名証明書にも同じくモロネ科全種となっているところを「モロネ科に属する種間の交雑により生じた生物」を加えていくということでまとめております。

次は植物ですけれども、フトモモ目アカバナ科 *Ludwigia*属ですけれども、これについてはルドウィジア・グランディフロラという種で、日本で問題になっているオオバナミズキンバイはこの中の基本亜種ですけれども、それを含む種として特定外来生物に指定をすべきと。参考資料10にルドウィジア属の確認されている種について一覧をつくっております。細かいので全部は御説明できないんですけれども、1ページ目の最初にルドウィジア・グランディフロラと書いてあるところが、今回、特定外来生物の対象とすべきものとさせていただいています。同じくルドウィジア属の中には在来種、あるいは流通している水草も含まれておりまして、ルドウィジア・グランディフロラについては識別の知見などもあるのですが、流通しているもの全てを種レベルで同定するのが難しいケースがあるとか、流通している実態、在来種も含むということで、今回、未判定外来生物には特に含めておりませんが、種類名証明書添付生物には、この属全種を指定するというで考えております。

イネ科の *Spartina*属につきまして、現在、スパルティナ・アングリカのみが指定されているところ、スパルティナ全種を特定外来生物に指定する。属全種が特定外来生物になっておりますので、未判定外来生物についてはなし、種類名証明書添付生物が「スパルティナ属 *Spartina*全種」ということでまとめているところでございます。

資料についての説明は以上になります。

【村上座長】 ありがとうございます。そうしますと、資料1から6が主ですが、分類群ごとに議論をしていきたいと思っております。

まず、哺乳類・鳥類について質問、意見がございましたら出してください。先ほどありましたようにタイワンザルに関しては、青森県のニホンザルとの交雑のものに関しては、もう既に青森県は根絶、和歌山県は群れとしては根絶して、あとは雄がよそに入り込んでいないかが議論になっています。一応根絶に対して

は成功しています。次に問題になったのがアカゲザルとニホンザルで、そういうものをちゃんとしましようという話になっています。

カナダガンに関しては、亜種の扱いをどうするかということが多少議論になりました。今の段階では、この扱いでいいのではないかという話があるんですが、亜種を全部指定してしまったらどうかとか幾つかの意見があって、現状に応じて、既にカナダガンに関しても文献に載っているように河口湖とか丹沢湖ではシジュウカラガンと両方合わせた形で駆除するというにされているという話です。その辺の扱いで原案に落ちつけたのですが、迷鳥というたまに入ってくるものがあるので、その扱いをどうするかということで多少議論になっているところです。

特に哺乳類・鳥類に関してございますでしょうか。

石井さん、何かある？

【石井信夫委員】 私もメンバーだったので、今説明いただいた結論で特に異存はありませんということだけです。

【村上座長】 そうしたら、これに関しては了承ということです。

その次の資料4の魚類について、細谷さん、補足説明をお願いします。

【細谷委員】 今まで1つ1つが種の単位で行われたのですが、実際、背景には管理釣り場における釣魚対象ということで、交雑育種の結果によって持ち込まれたものが将来的に影響を及ぼすであろう。実際に台湾でも中間地として、現在、大量に種苗を飼育しているということですので、これがリストに挙がったということでは大きく前進したということで、皆さん全会一致で、これはよしということでございます。以上でございます。

【村上座長】 今のは魚類グループの議論の経過でした。特に何か御質問ございますか。

【岡委員】 ここで質問するのが適当かどうかわからないんですけど、選定の前提として容易に識別が可能ということがあるんですね。その資料として、交雑個体がホワイトバスともストライプトバスとも違うことが容易に判定できるという写真が載せ

られているんですけど、これは選定のための要件なんですか。親の種と容易に判定できないと選定できないんでしょうか。

【外来生物対策室長補佐】 基本的に特定外来生物の選定の要件としては、外見上の区別がつくということとなっておりますので、交雑種についても親種との区別がつくことが選定の要件と考えております。

【岡委員】 わかりました。

【村上座長】 現実的には戻し交雑が起こると形態的には識別が割と難しい。例えばタイワンザルも交雑個体に関しては、ちゃんと遺伝子を解析してやっているのですが、これは専門家でなければできない技術なんですね。取り締まりという観点を出すと、警察がやるときには見た目でわからないと困るという話があって、まだ残っているんですね。現実には、わからない場合は確実なことをやるためには遺伝子判定をするのが常識です。ただ、ここのところでは基準の中に特別な機器を使わないで済むということが書いてありますから、その辺のところ現実のものと少しずつずれができつつある。ただ、そこを書くと取り締まりに関する話が非常に問題になるので、今のところは、その基準でやっていこうということです。この辺は、僕はDNA鑑定ぐらいは普通の技術だと思うので、それを入れたほうがいいと思っていますが、まだちょっと早いという話です。これは同じでしょう？

【細谷委員】 実際問題として、入るケースは常に釣り対象種であって、もちろん親種2種の間では交雑しないということですが、親種が入ってくるということは、オタクでないと、分類学者が喜ぶような状況で、現実的にはほとんどのケースは交雑ないしは由来個体となろうかと思っています。

【村上座長】 今の問題は全般に及ぶことで、そのうちにはそういったものをもう少し含めた形の何かうまい案ができたかと思っています。今後の課題だと思っていますが、今の段階では区別がつけられるということが要件です。実際に区別がつかますし、サルの場合は尾の比率によって区別がつけられる。区別をつける方法をちゃん

と見出さないと書けないというところが少しネックになりつつあるということです。

そうしますと、このホワイトバス、ストライプトバスはよろしいですね。

【角野委員】 この雑種は日本でも一部の釣り場で利用されているということですが、ここで特定外来生物に指定されると、今釣りをしているところからは全部駆除することになるのでしょうか。例えばオオクチバスは、河口湖では、どういう手続きが知りませんが、堂々と釣りをやっていますよね。そういう状況を継続するという状況になるのではなくて、根絶という方向でいこうということ、また、それが可能だという状況でしょうか。

【細谷委員】 お断りしておくのですが、バスと名前がついていますが、これは直接的にサンフィッシュ科のオオクチバスやコクチバス、ブルーギルとは類縁関係にはありません。実際にはスズキ型で、むしろ汽水域に広がっていくわけですから、今まで想定し得ないような河口域とか内湾が将来的に予防的な視点から抑え込む必要があるかと思います。実際に東京湾でももう既に採取報告がございますから、オオクチバスとは状況が違つかもしれませんが、予防的な原理でエラディケーションも含めて進めておくことが、今の時点では必要だと考えます。

【外来生物対策室長補佐】 外来生物法の枠組みにおきましては、特定外来生物の指定時に既に飼養されていて、生業の維持ということになっていけば生業の維持という観点で、オオクチバスもそうですけれども、特定外来生物の指定時点で釣り堀で飼われているものにつきましては、生業の維持の目的での飼養等許可申請を出していただいて、施設の基準が基本的に満たされていけば許可されることとなります。したがって、現在、サンシャインバスを釣り堀で飼われている業者におかれましては、施設の基準が合致して既に飼われているということであれば、手続きをとれば基本的には認められ得るものになります。今後入ってくるものについて、さらに釣り堀で飼いたいということであれば、新たに釣り堀で飼いたいというものは基本的には認められないのですが、指定時に既に飼われている個体については、そういった取り扱いでございます。

【村上座長】 河口湖ではそれをふやすことは認められていますが、業者さんがそこでふやすことは認められませんね。

【外来生物対策室長補佐】 基本的に許可時に飼育頭数も含めて許可をしますので、それを超える飼育は認められません。

【村上座長】 水域は割と開放系なので、そこから逃げ出すことが十分考えられるのですが、それに対する処置は今後の話ですね。

【外来生物対策室長補佐】 そうですね。基本的に逸失されないような施設の基準がございまして、それが満たされなければ許可はできません。

【村上座長】 陸域のものなら逸失を防ぐのは割と楽なんですけど、水域の場合は、例えば洪水が来たとか、物すごい雨が降ったとか、割と逸失しやすい条件がある。そこが一番大きな問題だと思っているんですよ。これは管理する立場になったら大変なことだと思うんですけどね。これは今後の課題ということですよ。

【細谷委員】 タイリクスズキが多いというのは、そういうことでしょうか。

【村上座長】 そうでしょうね。過去にそういうことが起こっていますので、その辺のことを十分に注意しないと、生業を許したことによってどんどん逸出してしまったということが起こると困る。これは今後の課題としてかなり用心しておかないといけない問題だと思います。

そうしますと、資料4を終わりました、資料5について、質問、意見。

角野さん、これに関して補足をお願いします。

【角野委員】 これにつきましては、諸外国での生態系被害が非常に大きいということで、スパルティナ・アングリカという種類が既に特定外来種に指定されていた。そういう事情があるわけです。それでスパルティナ属に対して非常に関心があったと

ということで、この別種のアルテルニフロラが入ったときにも気づかれたんだろうという指摘が植物ワーキングでありました。このグループ全体は、塩湿地に侵入した場合、繁殖力が非常に旺盛ですので、侵入を食い止めなければいけない種類です。今回発見されたアルテルニフロラ、ヒガタアシと呼んでいますけれども、これは非常に初期の段階で発見されて、一時的にその地域では広がったんですけれども、気づくのが早くて、もう根絶と言ってもいい状態まで近づいています。これ以上新たな侵入を防ぐという意味も含めて、これはぜひ指定しておくべきだと植物では判断いたしました。

【平井委員】 参考資料9で、防除に関して「昆虫を用いた天敵導入が検討されている」と2ページにあったんですけど、これは国内のことでしょうか。この辺の情報がありましたらお願いしたいと思います。ヨシだとメイチュウとか、あの辺のものしかないかなと思います。

【角野委員】 少なくとも国内ではそういう話はまだ聞きませんね。外国の話だと思います。

【平井委員】 外国の話ね。わかりました。

【外来生物対策係長】 この参考資料9はスパルティナ・アングリカは既に特定外来生物に指定されているものの参考資料としてつけさせていただいておりますので、これは海外のものです。

【平井委員】 わかりました。

【村上座長】 ほかにこれに関して質問、御意見ございますか。

そしたら、これも了承ということで、そうしますと、資料6ルドウィジア・グラウンディフロラに関して説明と意見。これも角野さん、よろしくお願いします。

【角野委員】 これは少し前に兵庫県で発見されていたんですが、山の中の貧栄養な池で

広がらなかったんですね。それが琵琶湖に入ってから驚くべきスピードで広がって、一生懸命採っているんですけども、とても採りきれない状態になっています。これはビオトープ植物とか水質浄化植物を業者はよく売っているのですが、そういうものとして行政が入れてきた中にまじっていた可能性が高いんですね。そういうことへの注意喚起も含めて、このグループも琵琶湖に今広がっているのを根絶というのも大変だと思うんですけど、他水域への侵入を予防的に防ぐという意味も含めて、今、特定外来生物に指定しておくのはタイミングとしてはいいと思います。

【村上座長】 わかりました。水質浄化植物というのは使われると困りますね。かつてはヨシがよく使われたんですけど。これは琵琶湖以外ではまだ広がっていないんですか。

【角野委員】 そんなに広がっていませんね。ごく特定のため池に群落をつくっているとかビオトープにあるという程度です。報告はありません。

【村上座長】 ということは、今早急に指定しておいたほうが効果が高いということですね。

これに関して質問、御意見ございますか。

今まで挙げてきた全種、全て影響が大きいし、今指定しておくことに対する効果も大きいと思われるのですが、今回の原案全て指定するという話に関して、全て了承という形で、特に何か御意見ございますか。

そうしましたら、これらについては全て指定するべきだと、評価の理由に基づいて、生態系に係る被害を及ぼす生物として特定外来生物に指定すると、一々やっていきましたけれども、改めて一括して確認をとりたいと思います。よろしいですね。

(異議なし)

【村上座長】 それに伴って未判定外来生物の資料7もオーケーということによろしいですね。

(異議なし)

【角野委員】 ルドウィジア・グランディフロラの指定に関して、種類名証明書添付がチョウジタデ属全種に義務づけられたのですが、このチョウジタデ属はアクアリウムプランツとして非常にいろんな種類が日本に導入されているんですね。それが業者を通じて正規の輸入だけじゃなくて、個人のマニアが持ち込んだりいろいろしているんですね。そういう現実の中で、全部に種類証明書付ということが実際に可能かどうかということが疑問です。

【村上座長】 それに関しては、植物の分類群の中ではどういう議論になっているんですか。個人のマニアが勝手に持ち込むことに関しては議論したんですか。

【角野委員】 そういう話題は出ました。しかし、どこがどう対応できるのかについては答えがないように思います。

【外来生物対策係長】 基本的には、こうしておかないと輸入のときになかなか見分けられないということが、まず1つあると思うので、仕組み上は必要。あとは、植物防疫法でも、植物の輸入時にはそういったものが義務づけられていると思いますので、現在も別の植物、例えば種子を輸入したいという個人の方が結構いらっしゃいます。そういった場合にも問い合わせがあるんですけども、基本的には輸入元にきちんと依頼をして種類名証明書をとるようお願いしておりますので、そういった運用ではこれまでどおりやらせていただきたいと思います。

【村上座長】 これは指定していくことには意味があるんだけど、その実効性がちゃんと賄えるのかという問題です。特に業者さんはちゃんとすると思いますけれども、個人が勝手に入れるときにどうするか。これは普及啓発以外にないですね。インターネットの規制をするということは、物すごくいろんなことに影響しますが、この辺はどうですか。これは今日の議論ではありませんが、考えておかなければならないかもしれませんね。

【外来生物対策室長補佐】 今後の普及啓発につきましては、この後御説明させていただければと思っております外来種被害防止行動計画におきましてもさまざまな普及啓発をしていくことを考えておりますので、その中でそうした規制に係る情報についてもしっかり普及啓発をしていければということは考えております。

【村上座長】 わかりました。

【細谷委員】 資料6ですが、先生方の御意向で特定外来生物に認められるということですが、ネーミングについてこれでよろしいかということを確認したい。つまり、ラテン名をそのまま読んで特定外来生物にするよりも、定着実績そのものを見ていますと、植物分類学に精通しているわけではありませんが、少なくともオオバナミズキンバイという和名がある現状の中で、飼育、あるいは何らかの人為操作が入っているから分けているんだろうと思うんですが、今後、特定外来生物を普及させる、あるいは簡単にイメージさせる意味でも、むしろラテン名をリストするよりは和名を挙げておいたほうが効果が上がるんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【村上座長】 要するに、オオバナミズキンバイ（ルドウィジア・グランディフロラ）という形にするという提案ですね。それは考えてみたらどうか。あるいはオオバナミズキンバイという名前をどこかに出しておくことですね。それはわかりやすいでしょうね。角野さん、どうでしょうか。

【角野委員】 そういう選択肢も、私もわかりやすさという意味ではそうだと思うのですが、このグループは幾つか亜種がありまして、どれが入っても同じような被害を及ぼすおそれがあるし、実際に入っているようなんですね。そういうのもくくるとなると、こういう表記しかないかなということですが、わかりやすさという点では、それはまさにここで議論すればいい問題だと思います。

【村上座長】 種の指定という言い方をしたら、学名が指定されているときちっと種が指定されているんですけど、特定外来生物とわざわざ生物という名前をつけたのは、

多少そういったことを意識していると思います。

【外来生物対策室長】 今、座長からもございましたように、特定外来生物を政令で指定いたしますけれども、その書き方については、学名があるものはそれを記載するというルールがございます、そうせざるを得ないんですけれども、指定したものについて環境省のホームページを初めいろんな普及啓発をしていく際には、このオオバナミズキンバイに限らず、先ほどのサンシャインバスなどについてもいろんな名前ということもございますので、国内で使われているものとして、どれがわかりやすいかということは留意して、それを併記するようなことで注意をしたいと思います。

【村上座長】 きっと併記するなり何なりしたほうがきちりとわかると思いますね。それは基本的な方針として僕も賛成ですね。学名がずらずら並んでいると、一体何だろうなときっと思うでしょうし、オオバナミズキンバイといったら、その仲間かと思えますから、それは賛成です。わかりやすくすることは非常に重要なことだと思うので、そういうことを併記するという形でよろしいですね。

【角野委員】 はい。

【村上座長】 今後そういう形にさせていただくということで、先ほどのものに少し修正を加える。

そうしますと、これで1の議題は終わります、次は2の議題で、その他。説明をお願いします。

【外来生物対策係長】 資料の訂正がございましたので、すみません。御結論をいただいたところで、抜けがありました。資料7の2段目のカナダガンの並びです。未判定外来生物のところ、「*Branta*属の全種」とあって、亜種を幾つか抜いておりますけれども、学名が「*B. leucopareia*」とあるのですが、下の「*minima*」もそうですけれども、その間に「*hutchinsii*」の「*h.*」が入りますので、それが漏れておりましたので、申しわけございません。

【外来生物対策室長補佐】 続きまして、今後のスケジュールにつきまして御説明をさせていただきます。

資料はございませんが、口頭で御説明をさせていただきます。本日の案件は全て特定外来生物に指定という結論をいただきましたので、今後、特定外来生物の指定には輸入規制を伴うため、WTO通報という手続がございます。また、それと並行しまして国民の皆さんに御意見を聴くパブリックコメントを1カ月やるという手続を行いたいと思っております。その後、5月に政令改正の閣議決定、それから6月に予定しております改正外来生物法の施行にあわせて特定外来生物の追加指定で政令改正が必要になりますので、その施行ができるように、6月の施行にあわせて進めたいと考えております。

以上でございます。

【村上座長】 これに関しても、従来の手続どおりのことを粛々と進めていきますという話ですので、これはよろしいですね。

そうしますと、その他の話として、行動計画リストについての説明。よろしくお願ひします。

【外来生物対策室長補佐】 参考資料14と15について簡単に御説明をさせていただければと思います。

参考資料14につきましては、外来種被害防止行動計画、15が侵略的外来種リストでございます。いずれも名称はまだ仮称でございますので、それらへの現在進めている取り組みについて御紹介をさせていただきます。

これらの取り組みにつきましては、外来生物法の施行から5年がたったということで、平成24年の中央環境審議会におきまして、今後講ずべき施策として意見具申された施策の1つでございます。14の行動計画につきましては、本日議論をしていただきました特定外来生物以外の外来種も含めた外来種全般の中期的な総合戦略という位置づけで、環境省、農林水産省、国土交通省の3省で、今年の夏ごろを目指して策定を進めております。この計画自体は国、地方公共団体、民間団体、国民などの各主体の外来種対策を進める上での役割分担、各主体の行動指針を明らかにす

ることによりまして、社会全体で外来種対策を進めていこうということを狙いとしております。また、この計画によりまして、これまで余り取り組みが進んでいなかった非意図的に導入された外来種対策や国内由来の外来種対策、日本に自然分布域はあるんですが、分布域の外に導入されるような外来種の対策の考え方を整理しまして、これらの対策についても進めていこうというものでございます。

14の裏が現在の行動計画の構成案になっておりまして、第1章で基本認識、またこの行動計画の目標を明らかにします。第2章におきまして外来種対策の基本的な考え方、社会において外来種対策を主流化、社会経済活動の中で外来種対策を当然のことに進めていただくための考え方を整理しまして、2章の2節で各主体の役割と行動指針ということで、各主体の役割を明らかにしていきたい。第3章につきましては、この第2章で明らかにされた基本的な考え方に基づいて、この3章でどういう行動を進めていくかを記載していく。第4章が実施状況の点検と見直しを進めていくというものでございます。

次に、参考資料15侵略的外来種リスト（仮称）でございます。これにつきましては、平成22年に我が国で開催された生物多様性条約第10回締約国会議におきまして決議された愛知目標のうち個別目標9におきまして、2020年までに侵略的外来種及びその定着経路を特定するというものが含まれております。そうしたことから、このリストにおきましては、我が国の生物多様性を保全するために愛知目標の達成を目指すということと、さまざまな主体の参画のもとで外来種対策の一層の進展を図る、そういったものの基礎資料となるようにというものでございます。このリストの対象となるのは、特定外来生物の指定種のみならず、現時点で法規制のない種類も含めて、特に侵略性が高く生態系への被害を及ぼすおそれがあるようなものをリスト化しまして、リスト化したものにつきましては、最新の定着状況、侵入経路、具体的な対策の方向性、また、利用している外来種もでございますので、利用しているものについては留意点、そういった情報もわかりやすく示していこうと考えております。

このリストにつきましても、今年の夏ごろの完成を環境省と農林水産省の2省で策定を進めておりまして、このリストが完成すれば、このリストを参考にして特定外来生物の見直し、また、追加作業も来年度から進めていきたいと思っております。こういった規制の強化とともに、例えば代替性がないような産業上重要な外来

種につきましても、適正管理の情報もしっかりと出していきたいと思っております。

このリストの策定に当たりましては、専門家会合の各分類群の各委員、各種学会、外来種を利用している関係団体にも意見を聞きながら、現在取りまとめ作業を進めている状況でございます。

以上でございます。

【村上座長】 外来種被害防止行動計画と侵略的外来種リストの作成状況についての報告でした。これに関しては。

【風呂田委員】 質問ですけど、今後の進め方と関連してくるのですが、今回、特定外来生物に選定されなかった分類群のものはどう扱われていくのか。逆に言えば、今回なぜその分類群は扱われなかったかということを経済的に説明しなければいけないこともあると思う。私の専門で言えば海産の無脊椎動物はいまだに1つも入っていない。どういうプロセスで今回の特定外来種が選定されてきて、ほかのところはそれが該当しなかった理由は何なのかということも社会的に明らかにさせていただきたい。それは今後の侵略的外来種リスト（仮称）の策定に当たっても重要ですので、何かもし今の情報がありましたら、お願いいたします。

【外来生物対策室長補佐】 今回の対象とさせていただいたのは、昨年、外来生物法の改正をさせていただきまして、交雑種についても法律の対象になるということで、交雑しているものについて侵略性が明らかなのは緊急に法律の施行までに指定をしていこうというものでございます。それとあわせて平成24年の中央環境審議会の意見具申の中で、例えばスパルティナ属につきましては緊急に指定をすべきという御意見をいただいたり、また、琵琶湖の南岸でオオバナミズキンバイが非常に広がっている、緊急に対策をとるべきという国会審議もいただいておりますので、そういったことも踏まえて緊急に指定すべき分類群について、今回指定を進めさせていただきました。それ以外につきましては、先ほど侵略的外来種リストの説明をさせていただきましたが、侵略的外来種リストで各分類群網羅的なリストができ上がりますので、それを踏まえて法律で規制すべきものにつきまして、各分類群ごとに見直

し作業を追加して作業を進めていきたいと思っております。

【村上座長】 一番大きな理由は、外来生物法が交雑種を含む形で改正された。それに伴って、今までタイワンザルとニホンザルの雑種の扱いは、それを指定しなくても駆除に向けて動いていたのですが、やはり明記したほうがいいという意見が出ました。それなら、それを含めて現在やっていることについて緊急に指定する必要があるものをちゃんと指定しておきましょうという話でやった結果です。だから、これは法改正に伴う措置で、それに若干緊急性が入って、スパルティナ属とかオオバナミズキンバイはそうですが、そういったものを含めてやった。だから、海産無脊椎動物はちょっと遅れていると思います。実態のことも、どういったものが定着しているのかについても少し議論する必要があるんじゃないかと私は思っています。その辺がちゃんと進んで、その中から適正に選ばれていくことは今後必要なことだと思っています。釣り餌でもたくさん入っていますが、一体それが定着しているのかどうかとか、その辺のことから実態調査が必要だという感じがしています。

【成島委員】 外来生物とその普及啓発は大切なことだと思うのですが、今、目が外来生物だけに行っているような気がします。特に教育現場ですけれども、外来生物は非常に悪いものだというので先生が子供たちに教えている現実があるようです。そのときに、当然、外来生物の命を奪うわけですけれども、そのことに対して、これが正当化されて、どんなふうな殺し方をしてもいいんだみたいになっている学校もあるように聞いているんですね。ですから、外来種被害防止行動計画の第3章で「外来種対策の理解と協力を得るための普及啓発と教育の推進」という項目がありますけれども、そこにぜひ、命としては大切だけれども、こういう観点から、この個体を排除する、排除する場合も、動物の福祉に配慮してやっているんだということを入れていただけるとありがたいと思います。

【村上座長】 まだ少し時間がございますので、そういったことで。

【石井信夫委員】 先ほどの風呂田先生の御質問に対する答えで大体わかったのですが、今日の会合もそうですが、今回は法改正があったので、それに応じてということ

すけど、問題が大きくなってから特定外来生物に指定していくという会合を臨時にやるということになっています。先ほど分類群ごとに見直しをしていくというお話でしたけれども、今度リストと行動計画ができた段階で、もう少しシステムティックに特定外来生物を指定していく具体的なプロセス、例えば毎年1回ぐらいは会議を開くのは手間でも意見聴取をすとか、必要な場合には会合を開くとか、そういう手順をもし考えておられるんだったら説明をいただきたいと思います。

【外来生物対策室長】 全体的に状況を把握しないと、どれを優先的に指定すべきかということも判断するのがなかなか難しく、法律ができた当初の段階で幾つか指定しまして、それからしばらくは未判定外来生物以外のものについては指定をしてこなかったというのも、そういった整理がなかなかできなかったことが背景にあるかと思います。今回、侵略的外来種リストの作業も進みまして、このリストは法律で規制するものだけをリストアップしようというものではございませんけれども、その中で法律で規制するのが効果的ではないかという形で整理できたものについては、改めてまたこの会合でも御議論いただきたいと考えております。その後もリストを定期的に見直しということも必要になってくるであろうと思いますので、そういった作業をできるだけきめ細かくやっていくということかなと思っております。

【村上座長】 石井委員の指摘のとおり、第1次選定、第2次選定とやってきて、あとは未判定外来生物を特定外来生物に選定する移行した動き以外はないんですね。ですから、そういう意味では、今回のリストを作成してどうするかというと、その中で特に問題になって効果が大きなものは特定外来生物に指定するというのは、この次の手順として起こる。これは間違いありません。ここで選定に関する種類としてはかなり多くなる。未判定外来生物を単に変えるという手続ではなしに、ちゃんとしたものが選ばれるであろう。ここが1つの節目だと思います。そこをどうするか。

1つ気になっているのは、リストの委員会にここのメンバーも何人か入っておられるんですけども、そこへの聴取は1回行っているのですが、6月ごろに答申が出るまでにもう1度ぐらい機会はあるんですか。このメンバーに対して、リストと行動計画でこうなっていますという情報として流して意見をもらったほうが僕はいいような気がするんです。こういう会合を開くかどうかは別にしまして、親委員会

ぐらいは、そういったものに対して責任を持つべきだと思いますから、僕はできたら、オーソライズする場合に、この委員会を開いてやっていただきたいなと思っていますんですけどね。それをする前に情報を流して、最後にはそこに流して、この委員会で決めるというプロセスがあったほうが非常にいいのではないかと考えています。その辺についてはどうですか。

【外来生物対策室長】 リストにつきましてはリスト作成の委員会が別で設置しておりますので、最終的にはそこで御了承いただく形だろうと思うんですけども、今回も既にこの会合の委員の先生方に加えて、各分類群のグループ会合の先生方にも情報をお流しして意見をいただいているところですので、今後また、さらに検討が進んだ段階で、そういったことはやらせていただきたいと考えております。

【村上座長】 せっかくそういう分類群ごとのものもできていますし、最低限情報を流して意見を収集するという手続は必要。あと、この親委員会に関しては、そこで決める前に少し意見を反映したものをつくってほしいというのが希望です。今の話でどうなるか知りませんが、そういうことも含めてやるという話でお願いしたいと思います。

ほかにございますか。

【風呂田委員】 参考資料14の外来種被害防止行動計画（仮称）の中身とも関係するんですが、今までの外来種は、基本的には産業活動によって意図的、あるいは非意図的に持ち込まれてきている。その一番の責任主体は産業界だろうと思うんですね。ですから、行動計画の第2パラグラフで、「行動計画においては、国・地方自治体・民間団体等」とありますが、この民間団体は何を指すのかよくわからないんですけど、例えば環境NGOとかを含むと、これはむしろ被害的な立場でこういう対策をしなければいけない状況になってしまった団体ですよ。実際の防御にしる、防止にしる、一番責任を持っていただきたいところは産業活動、産業界である。そういうことをもう少し明記して、産業界の参入、あるいは協力、防御のための手段、責任をこの中で明確にしていだけないか。つまり、一番発生源となっているところに対しての具体的なアクションが見えるような形で行動計画を立てていくべきじゃ

ないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【外来生物対策室長補佐】 この行動計画の各主体におきましては、事業者についても記載を考えておまして、我々としても、これまでこの行動計画の策定に当たりましては、経団連とか外来種を使っている各関係団体にも意見交換を進めておまして、そういった団体の中でもきちんと外来種問題を認識していただいて適切な取り扱いをしていただくようお願いもしております。また、この行動計画の中でどういったことをしていただきたいかということも含めて記載していきたいと思っております。

【村上座長】 去年の10月1日に緑化に関する話が産業としても大きいですし、外来種がかなり使われているということで、その人たちとの話し合いは持ちました。NGOとの話し合いも、その午前中に持ちました。利用サイドの意見は、一番極論は、利用しているものはリストから外せという意見まで出るんですけど、その辺のことは今までずっと使われてきているので、そういった実績を踏まえて、いきなりだめという話にしないでほしい。利用者サイドからは、これはかなりマイナス要因と捉えられていますので、そういった点で、その辺との調整とか合意形成が必要だろうというところで話をしています。利用サイドの関係は、オオグチバスもセイヨウオオマルハナバチももめましたけれども、かなり大きな問題で、その辺のところ、今後ちゃんとした合意形成をとりながらやっていくのが必要だと思います。

最初はワースト100とか500とかいう話をしましたら、ワーストはきついだらうとブラックリストにしたら、これはきついという話で侵略的外来種という言葉にしたら、またタイトルがきついという話で、どんどん言葉をもっと柔らかな表現にしないでほしいという要求まで出ているわけですね。この辺のところを今後どう扱うかが、業者さんと話をして納得できる線が出せたら一番ありがたいんです。御指摘のように、その辺の問題が今後もかなり課題になるだろうという気はしています。

【細谷委員】 今の風呂田先生の御質問と村上座長の意見と質問事項がおおむね一致するのですが、もう少し具体的なお話をさせていただきますと、参考資料14について、行動計画は、これからどうあるべきか、どう行動するべきかという国の、ある意味

で決意表明が読み取れるのですが、現実問題として生業されている方、あるいは現実の産業の問題等あることはわかるわけです。しかし、私はいつも同じ場で同じような発言をして申しわけないのですが、この問題を見ていますと、合法的な環境放出、つまり意図的導入で、しかもこれが産業レベルで、具体的に申し上げますと、我が国の水産業における種苗放流のありようについて、もちろんこれを即やめるということは、産業上に大きな影響を与えますし、なかなか解決できるわけではありませんが、少なくともこの愛知目標そのものが農水省との絡みで連携しながらやっていくことであるならば、先ほど風呂田先生が水産無脊椎動物は少し遅れているのではないかということで、実際に海域において大きな被害をもたらしているアサリの問題、ハマグリ、マダイ、イサキ、サワラ、これはことごとく近隣諸国から導入されて、スズキにおいてはタイリクスズキとの間に遺伝的な攪乱さえ起こっている。今までは種のレベルから、今後は亜種のレベル等もう少し細かいところまで行く。ならば、この愛知目標そのものが骨抜きにならないためにも、すぐ実現できないまでも、将来的な目標として、産業を目指した環境放出のありようについて、当然視点を置いて立脚する必要があるかと思えます。

私の具体的な専門を申し上げて恐縮ですが、これも毎回申し上げていますが、淡水魚において第5種漁業権があります。これは内水面事業において各漁業協同組合が営業するためには遊漁料、釣魚料を取らなければならない。その見返りに増殖義務がございますから、産卵場や繁殖場の改善とかありますが、おおむね日本中で行われているのは仕立て業者によって種苗放流を獲得して放流しているという現実です。こういう細目については、すぐにできそうな気もいたします。したがって、なかなか困難であることは理解できますが、生物多様性に立脚した法改正をも視野に入れたこともある程度考えておいたほうがいいんじゃないかと思うところです。

以上です。

【村上座長】 放流行為は昔から問題になっていて、国内外来種の問題に対しては琵琶湖のアユ等の放流もあって、いろんな種類があちこちに導入されていっています。そういったことの問題が起こっている。そうすると、それは水産の漁業法との関係が出てきて、すごくややこしい話になるんですが、今のところ、まだそれに面と向かっていませんね。これはなかなか大変な議論になると思います。ただ、そういった

ことについて全く手をつけないのかという話は、どこかで問われるでしょうね。少しでもそういった生物多様性の保全ということ在意図した放流行為を考えるのは将来的には必要だと思います。その辺はどう実現するかが課題になってくるのではないかと思います。アユだけ放してもらおうといいんですけども、いろんなものがまじるのを防ぐ手段はあると思うんですけどね。それはトウモロコシとか麦でも、その中に雑草種子が入っているのと一緒で、混入が1割ぐらいか2割は起こっているわけですね。そういったものをどう取り締まるかという問題とか、同じレベルのところまではしたいと思いますね。これは今後の大きな課題だと思います。農林水産省との話し合いは非常に重要なキーになってくるのではないかと思います。

岡先生、何かそれにありますか。経済的効果ではそういう話が出てくるんですけどね。

【岡委員】 一般的には言いにくいですね。個別事例によって利用状況も全然違うし、これまでに経済社会的影響が問題になったケースもオオクチバスとマルハナバチでは全く事情が違いますので、そういうことも考えていかないといけないし、外来生物法で対処できないものもいっぱい出てくると思いますので、行動計画の中にできるだけ盛り込んでいただきたいと思います。

【村上座長】 それをどう盛り込むかは非常に難しいですね。ですから、環境省だけでやっても話にならんから、どこかで接点を見て、それこそ話し合いの場の中に、今日も農水省の方が来ていらっしゃるんですが、そういったことが重要なんじゃないかと思います。外来生物法というと環境省がやるものだと簡単に思っている人が多いんですけども、そうではないんですね。農林大臣も共管ですので、もう少しその辺の相互の乗り入れとか話し合いがベースになるのではないかと思います。問題提起はこっちからしてもいいですけど、どう解決するかというところは、当然そちらのほうが主体になって考えてもらわないといけない。

緑化問題もそうです。こういう問題があるというのは、生物多様性の保全に配慮した緑化という話がキーワードになってくると思うんです。それでも、これは国際的に使われている話で、それを禁止したら日本の産業はおかしくなるという意見もございいますから、その辺をどうするかというのは今後の課題だろうと思っています。

す。

ほかにございますか。これを議論し出したら切りがないんですけども、今言われたいろんな問題は非常に大きな問題で、教育の問題と今の産業との関連は、リストをつくっても定着経路がわかっているものがあるんですが、それを特定するだけでなしにどう管理するかが次の課題になってくる。特定して、既に特定されたものもありますし、それをどう管理するのかというところは、結局管理する主体は相手なんですね。だから、その辺のところをどうするかは大きな問題だと思います。

【外来生物対策室長補佐】 2点ほど補足をさせていただきます。外来生物の導入に当たっては、非意図的な導入がございますけれども、バラスト水につきましては、バラスト水管理条約が国際的には採択されておりますが、まだ発効されていなくて、日本も未締結という状況でございます。それらにつきましては、現在、国土交通省と環境省で海洋汚染防止法の改正を2月28日に閣議決定をしまして、今国会に提出する予定でございます。今国会で成立した場合は、バラスト水管理条約が発効した1年後にこの法律が施行されることとなりますので、バラスト水についてもそういった対応が今なされつつあるという状況であるということでございます。

もう1点補足ですが、成島委員からの御指摘で動物愛護との関係でございますけれども、基本方針の中には、防除をする際にはできるだけ苦痛を与えない方法で行うということが規定されているということと、外来種被害防止行動計画の中で、防除に当たって動物愛護とどういうふうな整理をしていくかについて考え方を整理していこうということで、そういった記載も行動計画の中でしていきたいと思っておりますので、補足させていただきます。

【村上座長】 バラスト水の閣議決定した内容はインターネットで引けるのですが。バラスト水条約は割と重要で、この外来種のところにも引っかかるので、可能ならインターネットで情報を流してほしいのですが。

【外来生物対策室長補佐】 海洋汚染法の改正案の閣議決定につきましては記者発表されておりますので、環境省のホームページとか国土交通省のホームページで改正内容は見ることができます。先生方には後ほどホームページのアドレスを御連絡させて

いただきます。

【村上座長】 アドレスを知らせてください。僕も不勉強だったものですから、バラスト水条約の締約国になれという話を運動していたんですけども、わかりました。ほかにございますか。

【森本委員】 森本です。外来種リストについて伺いたいと思います。これは国際会議をベースとしてつくられたということで、海外も同じようなリストをつくられると思うんですけども、各国でばらばらに基準が違うものを並べても余り使い勝手のいいものがないということがありますので、掲載基準の情報収集とか調整がされているかということが1点。

それから、ベースとしては生物多様性ですけども、掲載の基準としては健康被害とか経済的な被害についても掲載するという方針でいらっしゃるかどうか。2点です。

【外来生物対策室長補佐】 国際的な動きにつきましては、例えばオーストラリアで雑草の侵略性被害でWRAという評価方法があるというのは認識しております。ただ、国際的にどういう評価方法があるか評価の手法については我々も情報収集はしておりますが、それほどたくさんオーソライズされたものがあるとは認識しておりません。

経済被害につきましても、今回、侵略的外来種は生態系被害、農林水産業被害、人への健康被害と、それら以外の例えば建築物の汚損とか通水被害とか、そういった経済的被害も考慮してリストアップをしていきたいと思っております。

【村上座長】 植物防疫法との関係がいつも議論になって、そちらがかなり重要なことで、関連において片一方で抜けていてこっちで拾ったりとかという形で、向こうに指定されているからといっても抜けがあるものがあるんですね。その辺の問題もかなり大きな問題だと思っています。だから、植物防疫法との関係は、植防はすごい資料を持っていますから、あれは僕らも直接には扱っていないのですが、重要な関連問題がいっぱいあると思います。そういう意味では、家畜伝染病予防法でもそう

だし、いろんな形の関連があるんですけど、関連領域については、そちらの法律がやっている場合には、基本的に外来生物法は相手にしていないという形でいっていただけますね。その部分の関連で抜けができる部分をどうカバーするかというのは1つの大きな課題だと思います。

【森本委員】 リストに関しては、外来種法とは所掌が違うとか別個の問題だと思いますので、どの範囲を収録するかは外来種法に則する必要はないと思うんですけどね。

【村上座長】 名前に関してちょっと教えてください。

【森本委員】 昨年見せていただいたリストを私が持っているデータベースと整合してみたんですけど、学名が私の持っているのはかなり違ってました。つづりの明らかなタイプミスかどうかというようなことがあるのですが、実際、学名は原記載まで遡らないと正しいことがわからないので、全ての分野で一緒ですけれども、分類の専門家の方にも参加いただいて、きっちりとした学名のリストにさせていただきたいと思います。公文書になりますので、それが1つのスタンダードになるという意味では責任は重大なんじゃないかと感じております。

【村上座長】 1割程度違ってするという話です。

【森本委員】 違っていかどうかはまた別ですが、一致しなかったんです。

【村上座長】 一致しなかったのがそのくらいあるという話なので、かなり大きな問題だと思います。その辺は、これに準じたとか、この場合はこれをとるとか、そういうことを決めておかないと後で混乱する可能性がありますね。生物多様性センターの出している絶滅のおそれのある種を選ぶときの最初の種のリストは、在来種についてはできています。あれは1つの基準だと思いますけれども、外来種に関する基準が明快でないですね。その辺は、例えばこの出典によるとか、確かに一番もとに行くのが正しいですけれども、それは分類学者にしかできないですね。それは無理

です。だから、現実的には、ある程度信頼できる図鑑とかインターネットの登録されているものとかで見ざるを得ないと思うんです。一々もとの分類学のところまで調べようと思ったら、まさに分類学者でないと絶対にできませんね。しかも、昆虫になるとすごい分野ですね。おのおのの分類群で最低でも10人ぐらいいるんじゃないですか。もちろんこういう特定外来生物に指定するような分類群と限定すれば、もう少し絞られると思いますけど、それでもすごいですね。それでも、これは考えておかないとあかんことですね。最後にリストを出す以上は、そのリストがどういうものであるかということはちゃんと責任を持たないといけないと思います。

【外来生物対策室長】 その点は御指摘を踏まえて確認をしたいと思います。

【村上座長】 ほかにございますか。

なければ、今日の議論は全て終了いたしましたので、予定した議論を終えましたので、事務局にお返しします。

【外来生物対策室長補佐】 村上座長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第9回特定外来生物等専門家会合は閉会といたします。どうもありがとうございました。